

会員種別及び入退会等規程

平成 23 年 4 月 21 日 制定
平成 26 年 4 月 23 日 改訂

(目的)

第 1 条 この規程は、「一般社団法人溶接学会定款」第 3 章に基づく会員の種別及び入退会等に関し、必要な事項を定める。

(入会)

第 2 条 定款第 6 条の規程に基づき、本会の正員、賛助員及び学生員となるには正員の紹介で、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(正員)

第 3 条 正員は、溶接・接合に関し学識又は経験がある者で、本会の目的に賛同して入会した個人とする。

2. 学生員である者が、引続き正員となる場合は、別に定める変更届を提出するものとし、入会申込書ならびに入会金は要しない。
3. 正員のうち、65 歳以上の者で、会費（納入した会費の種別は正員会費に限定しない）の納入が通算 45 年以上となる場合、または通算 45 年相当分を前納した場合は、理事会の議を経て、終身会員とすることができる。なお、終身会員の会員資格は正員とするが会費を免除する。

(賛助員)

第 4 条 賛助員は、本会の目的遂行に援助を与える者とする。

(名誉員)

第 5 条 名誉員は、本会の目的遂行に寄与した功績が顕著であり、人格・識見ともにふさわしい個人とする。なお、その推薦基準は以下のとおりとする。

- (1) 元会長・前会長・学会賞受賞者・功績賞受賞者及びこれらに準ずる功績があり、年齢 65 歳以上の者。
- (2) 外国の溶接関係学協会長またはそれに準ずる重要な地位にあり、もしくはあった者で、

本会の活動を積極的に援助した者。

2. 名誉員は総会の議を経て会長が推薦する。
3. 名誉員は、本会行事・会合に参加されるよう招待する。ただし議決権は有さない。

(推薦会員)

第6条 推薦会員は、外国人で本会与積極的に接触し、多大の貢献をした者の中から理事会の議を経て会長が推薦した者とする。

(特別員)

第7条 特別員は、以下の推薦基準により、原則として本会正員中から推薦する。

ただし、(2) および (3) に該当するものはこの限りでない。

(1) 年齢 65 歳以上の者で、永年にわたって本会の目的遂行に尽力した功績が顕著であり、かつ人格識見ともにふさわしいと認められる者。

(2) 寄付等で本会の事業に援助を与え、本会の発展に寄与した功績が顕著な者。

(3) 行政面等で本会の目的遂行に援助を与える機関の長。

2. 特別員を推薦するときは次の手続きによる。

(1) 会長は、特別員に該当する者があると認めた時は、理事会に発議して選考委員会を設け、必要な審査を行わなければならない。

(2) 理事会は、選考委員会の答申に基づき、推薦の可否を決定する。

(3) 会長は、理事会の決議に基づき、総会において推薦する。

(学生員)

第8条 学生員は、溶接・接合に関心を持つ大学院（修士課程および博士課程）、大学学部、短期大学、高等専門学校およびこれらに準ずる学校に在学する個人とする。

(年会費・入会金)

第9条 会員の年会費と入会金については、別表のとおりとする。

(会誌の配布・購読)

第10条 会員には会誌を配布する。配布方法は、正員、名誉員、推薦会員、特別員、学生員には1会員に1冊とし、賛助員には1口につき1冊とする。

2. 前項のほか、会誌の購読を希望する団体のため、団体員を設ける。団体員については入会金を要しない。

(1) 団体員となるには、申込書を差し出し、理事会の承認を得なければならない。

(2) 団体員の会誌購読費は、理事会が決定する。

(会費等の納付)

第 11 条 理事会で入会が承認された会員については、入会承認書を発行し、入会金(正員、学正員)及び会費を請求する。

2. 次年度からの会費の納付は、年額一時払いとする。

(任意退会)

第 12 条 会員は、定款第 8 条の規程に基づき、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2. 前項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(除名)

第 13 条 定款第 9 条の規程に基づき、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

①本会の定款、その他の規則に違反したとき。

②本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

③その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規程により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3. 除名された場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(会員資格の喪失)

第 14 条 定款第 10 条の規程に基づき、前 2 条(任意退会、除名)の場合のほか、当該会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失させることができる。

①会費を 1 年以上滞納したとき。

②全ての社員の同意があったとき。

③死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

2. 前項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(再入会)

第15条 前第11条、第12条、第13条の規程により会員資格を喪失した者が、再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書にその旨を明記して提出しなければならない。

2. 定款第10条(1)の規程により会員資格を喪失した者は、当該未納分を支払わない限り再入会は認めない。

3. 再入会申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を議決する。ただし、前第12条において総会の議決によって除名された場合の再入会の可否は、理事会の議を経て、総会の議決による。

(規程の改廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の議決により実施する。

2. 本規程で別に定めるもののほか、この規程の施行に必要な細則の制定及び改廃は、理事会の議決により実施する。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。

【別表】 会員の種別・年会費・入会金

| 会員種別 | 年会費 | 入会金 |
|------|-----------------------|--------|
| 正員 | 13,000円 (終身会員は免除) | 1,000円 |
| 賛助員 | 1口42,000円 (口数制限なし) | なし |
| 学生員 | 6,000円 | 1,000円 |
| 名誉員 | 免除 | なし |
| 特別員 | 免除 | なし |
| 推薦会員 | 免除 | なし |

上記別表は平成27年度から施行する。